令和８年度

杉並区アスベスト分析調査費補助事業



杉並区では、解体等工事着手前のアスベスト事前調査について、建築物の所有者の負担軽減、調査実施の促進のため、アスベスト分析調査費用の一部を補助します。

補助対象建築物	区内に所在する建築物のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの ・居住の用に供している、または供していた建築物であること ・事業用の建築物（賃貸用住宅を含む）であること
補助対象者	**これから分析調査を実施する**以下のいずれかの方 ・対象建築物を所有する個人（共同住宅の区分所有者を含む） ・対象建築物を所有する中小企業者 ・対象となる共同住宅の管理組合（共用部の調査の場合）
補助対象経費	解体等工事着手前のアスベスト事前調査時に、建築物に使用されている建材のアスベスト含有の有無が目視、設計図書等による調査によっても明らかにならなかった場合に、専門機関が実施する分析調査費用 ※　解体等工事：解体工事、補修工事、リフォーム工事等
補助対象建材	・特定建築材料（アスベストが質量の 0.1%を超えて含まれているもの）に該当する可能性のある全ての建材
補助内容	・分析費用の２分の１相当額（1,000 円未満切り捨て）で最大５万円 ・建築物一棟につき１回限り（共同住宅の各専有部分の調査を除く） ・同一補助対象者につき同一年度１回限り
申請方法	所定の申請用紙に記入・押印のうえ、必要書類を添付し申請してください。 **※　交付決定前に実施した分析調査は対象とはなりません。** **※　解体等工事に着手した後の分析調査は対象とはなりません。** **※　予算の範囲内で申請順に受付します。**
申請受付期間	令和８年４月１日（水）～　令和９年２月 26 日（金） **※　予算枠に達した時点で受付を終了します。**
問い合わせ	杉並区環境部環境課　公害対策係　電話：03－3312－2111（代表） 〒166－8570　杉並区阿佐谷南１－15－１　杉並区役所　西棟７階

注意事項

- **申請書類は窓口に持参してください。**
- **申請の状況によって審査に時間を要する場合があります。**
- **申請者の都合により審査を早めることはできませんので、余裕をもって申請してください。**



裏面に申請の流れ

申請から補助金交付までの流れ

申請者　　杉並区

事前相談*

①補助金交付申請　→（持 参）→　②書類受付・審査

※申請書に以下の必要書類を添付してください

②書類受付・審査　→　３週間程度

③交付決定通知書送付　→（郵 送）→　④交付決定通知書受領

※追加資料の提出を求める場合があります

④交付決定通知書受領　→　⑤分析業者と契約・分析調査・完了確認

※交付決定後に調査を実施してください

⑤分析業者と契約・分析調査・完了確認　→　⑥完了報告

⑥完了報告　→（持 参・郵 送）→　⑦書類受付・審査

※現場調査を実施する場合があります

⑦書類受付・審査　→　３週間程度

⑧補助金額確定通知書送付　→（郵 送）→　⑨補助金額確定通知書受領

⑧補助金額確定通知書送付　→　２週間程度

⑩口座振込手続　→（振 込）→　⑪補助金振込完了

＊　補助制度を利用する場合は、直接窓口に来ていただき事前相談をお願いしています。
その際に事前相談票を記入していただきます。

申請に必要な書類一覧

- ☐ 補助金交付申請書（第１号様式）
- ☐ 区域周辺図
- ☐ 建築物の配置図
- ☐ 平面図（分析調査実施予定箇所を明示したもの）
- ☐ 現況写真（建築物の外観及び分析調査実施予定箇所を撮影したもの）
- ☐ 建築物の所有権を証する書面（登記事項証明書等）
- ☐ 建築物石綿含有建材調査者の登録証等の写し
- ☐ 分析調査機関の見積書（1 社以上）
- ☐ 解体等工事の着工日が確認できるもの（解体工事計画届出書等）

以下、該当する場合は必要

- ☐ 法人に係る登記事項証明書（中小企業者の場合）
- ☐ 管理組合の代表者であることを証する書類（共同住宅の場合）
- ☐ 申請者を除く共有者全員の同意書（共有名義の建築物の場合）

見積書の取得要件を
「２社以上」から
「１社以上」に見直し、
より申請しやすく
なりました。

